

備考

京都市下京区西七条南月見町3番地1



注意事項

- 取引の關係者力の請求力があるべき、又は重要な事項説明のべきは、本証を提出するべき。
- 登録力、消除力があるべき、又は本証力失効力があるべきは、本証を返納するべき。
- 事務算上の場合は必要とするべき、速効力、速力は本証を提出するべき。
- 本証は他人に計算する、又は請求するためのもの。
- 本証を更新する場合、交付申請前6月以内に行方不明者を通府県知事力指定期間を了す。